

建設工事に係る 中間前払金制度の活用について

中間前払金制度について、県においては平成20年12月に導入の上、前払、部分払と併せて運用しているところです。

各業者におかれては、平成23年台風12号による災害復旧工事も多数発生していることから、資金調達の円滑化のため、積極的に活用してください。

(参考)

前払金： 請負代金額の4割
+

中間前払金：請負代金額の2割

要件・工期の1/2を経過し、1/2以上の進捗があること
(詳細は各発注機関にお問合せください)